

鹿児島市親子体験活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童生徒の健全育成を図るため、親子体験活動を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、保護者や地域住民などで構成され、学校と連携して児童生徒の体験活動を行う団体で学校長の指定を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は補助金の交付対象としない。

(1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

(2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している団体

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している団体

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している団体

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体

(7) 前各号のいずれかに該当する団体であることを知りながら当該団体と取引をしている団体

(補助金の交付対象活動)

第3条 補助金の交付対象活動は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2に掲げる補助対象経費の総額の2分の1に相当する額とし、1校区あたり5万円を限度とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第4項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) この要綱の規定による補助金の交付を受けて行う活動に要する経費の会計と会費等

による団体の本来の会計と明確に区分するため、別会計として活動費の経理を行うこと。

(2) 活動費に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。

(3) 会計責任者を定め、市長に届け出ること（会計責任者の交替等異動があった場合も同様とする。）

(4) 団体の会員名簿、活動記録（活動の年月日、内容、出席人数等を記載したものをいう。）等を整備すること。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

- | |
|-------------------------|
| ①地域に伝わる文化や行事の体験活動 |
| ②自然に関わる体験活動 |
| ③地域の人々との交流活動 |
| ④ものづくりに関わる体験活動 |
| ⑤食育や農業に関わる体験活動 |
| ⑥ボランティア活動など社会奉仕に関わる体験活動 |
| ⑦その他の親子体験活動 |

別表2

- | |
|--------------------------|
| ①会場借上げ料及びバス借上げ料等の使用料・賃借料 |
| ②材料代、キャンプ等の食材代、文具類等の消耗品費 |
| ③パンフレット・チラシ等の印刷製本費等 |
| ④電車、バス回数券等の交通費 |
| ⑤ものづくり活動等における講師謝金 |
| ⑥その他市長が必要と認める経費 |